

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県税条例等の一部を改正する条例〈3・31掲示〉	2
規 則	
◎高知県税規則の一部を改正する規則〈4・1掲示〉	5

公布された条例のあらまし

◆高知県税条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第23号）

- 1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、法人の事業税及び不動産取得税について必要な改正をすることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 法人の事業税
 - ア ガス供給業のうち、ガス事業法（昭和29年法律第51号）に規定するガス製造事業者（同法に規定する特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限る。）が行うもの（同法に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業（以下「導管ガス供給業」という。）を除く。以下「特定ガス供給業」という。）に係る法人の事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課することとする。こと。（第53条）
 - イ ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金1億円以下の普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課することとする。こと。（第53条）
 - ウ 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割について、標準税率を次のとおりとすること。（第58条第1項）

所得のうち年400万円以下の金額	100分の1（現行 100分の0.4）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の1（現行 100分の0.7）
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1

- エ 特定ガス供給業に対する法人の事業税の標準税率を次のとおりとすること。（第58条第4項）
 - (ア) 収入割 100分の0.48
 - (イ) 付加価値割 100分の0.77
 - (ウ) 資本割 100分の0.32
- オ アからエまでに伴う所要の措置を講ずること。（第60条、第61条及び第63条の2）
- (2) 不動産取得税
 - ア 住宅に係る課税標準の特例措置又は住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することができることとする。こと。（第75条の2及び第83条）
 - イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。（付則第16条第1項）
 - ウ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅

新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。（付則第16条第2項）

エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。（付則第17条）

(3) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第23号

高知県税条例等の一部を改正する条例

（高知県税条例の一部改正）

第1条 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「第53条第60項」を「第53条第62項」に改める。

第48条第4項中「第53条第59項」を「第53条第61項」に改める。

第53条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下同じ」を「（以下「導管ガス供給業」という）に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の1号を加える。

（4） ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。以下「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第57条第3項中「ガス供給業」を「ガス供給業（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下同じ。）」に改める。

第58条第1項中「第4項において」を「第5項において」に改め、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

第58条第1項第2号中「第72条の24の7第6項」を「第72条の24の7第7項」に、「第4項第2号において」を「第5項において」に改め、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中「1,000万円以上のもの」を「1,000万円以上のもの（第53条第1項第1号アに掲げる法人を除く。）」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「その他の」を「特別法人以外の」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額

(2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額

(3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第60条第1項中「同項第3号アに掲げる」を「同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う」に、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

第61条中「第72条の24の7第1項第1号若しくは第3号」を「第72条の24の7第1項第3号」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「第72条の24の7第5項」を「第72

条の24の7第6項」に、「同項第1号又は第3号」を「同項第3号」に改める。

第63条の2第1項中「第53条第1項第1号ア又は第3号アに掲げる」を「第53条第1項第1号ア若しくは第3号アに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う」に改める。

第75条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該住宅の取得が第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項又は第3項の規定を適用することができる。

第83条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「前項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項前段又は同項後段の申告がなかった場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

付則第12条の2第1項中「同条第42項(同条第45項及び第46項)を「同条第43項(同条第47項及び第48項)に、「第53条第36項から第38項まで、第41項(同条第45項及び第46条において読み替えて準用する場合を含む。)、第42項、第47項及び第48項(同条第49項(同条第50項において)を「第53条第36項から第38項まで、第42項(同条第47項及び第48項において読み替えて準用する場合を含む。)、第43項、第49項及び第50項(同条第51項(同条第52項において読み替えて)に、「同条第50項において読み替えて」を「同条第52項において」に改める。

付則第13条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に、「第72条の24の7第1項第1号若しくは第3号」を「第72条の24の7第1項第3号」に、「同項第1号又は第3号」を「同項第3号」に改める。

付則第13条の2第1項中「第58条第1項から第4項まで」を「第58条各項」に改める。

付則第16条及び第17条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第21条第4項中「附則第55条の2第1項第1号」を「附則第55条第1項第1号」に改める。

付則第22条の4第1項の表9の項中「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に改める。

(高知県税条例の一部を改正する条例附則第7項の規定によりなお効力を有するものとされる同条例附則第1項第3号の規定による改正前の高知県税条例の一部改正)

第2条 高知県税条例の一部を改正する条例(令和2年高知県条例第34号)附則第7項の規定によりなお効力を有するものとされる同条例附則第1項第3号の規定による改正前の高知県税条例の一部を次のように改正する。

第53条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))以外の者が行うものを除く。以下同じ)を「(以下「導管ガス供給業」という)に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第3号中「及び同法第2条第1項第14号」を「、同法第2条第1項第14号」に、「「発電事業等」」を「「発電事業等」という。)及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業(以下

「特定卸供給事業」)に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。以下「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第57条第3項中「ガス供給業」を「ガス供給業(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下同じ。)」に改める。

第58条第1項中「第4項において」を「第5項において」に改め、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額

第58条第1項第2号中「第72条の24の7第6項」を「第72条の24の7第7項」に、「第4項第2号において」を「第5項において」に改め、同条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第4項中「1,000万円以上のもの」を「1,000万円以上のもの(第53条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「その他の」を「特別法人以外の」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第60条第1項中「同項第3号アに掲げる」を「同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う」に、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

第61条中「第72条の24の7第1項第1号若しくは第3号」を「第72条の24の7第1項第3号」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「第72条の24の7第5項」を「第72条の24の7第6項」に、「同項第1号又は第3号」を「同項第3号」に改める。

第63条第1項第2号中「又は発電事業等」を「、発電事業等又は特定卸供給事業」に、「若しくは発電事業等」を「、発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

第63条の2第1項中「第53条第1項第1号ア又は第3号アに掲げる」を「第53条第1項第1号ア若しくは第3号アに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う」に改める。

付則第13条中「同条第4項第2号」を「同条第5項第1号」に、「第72条の24の7第1項第1号若しくは第3号」を「第72条の24の7第1項第3号」に、「同項第1号又は第3号」を「同項第3号」に改める。

付則第13条の2第1項中「第58条第1項から第4項まで」を「第58条各項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(法人の事業税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の高知県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下

「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 3 施行日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第53条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（附則第6項において「ガス製造事業者等」という。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等改正法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項において「令和2年改正前法人税法」という。）第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。附則第6項において同じ。）に係る当該法人の個別所得金額（令和2年改正前法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。附則第6項において同じ。）の計算の例により算定していたものとみなす。
- 4 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の高知県税条例の一部を改正する条例（令和2年高知県条例第34号）附則第7項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の高知県税条例（以下「新令和2年改正前条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 新令和2年改正前条例第53条第1項第3号、第58条第2項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第3項並びに第63条第1項第2号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和2年改正前条例第53条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス製造事業者等に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この項において「新令和2年改正前地方税法」という。）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度におい

て、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を新令和2年改正前地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 7 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年4月1日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第27号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「第53条第59項」を「第53条第61項」に改め、同条第3項中「第53条第60項」を「第53条第62項」に改める。

第48条中「第83条第7項」を「第83条第8項」に改める。

別記第52号様式中「第53条第60項」を「第53条第62項」に改める。

別記第52号様式の2中「第53条第61項」を「第53条第63項」に改める。

別記第69号様式中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県税規則別記第69号様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。